

川の市民情報

10

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 RCM 事務局 URL <http://www.ktr.mnt.go.jp/keihin/>
TEL 045-503-4015 FAX 045-503-4092 E-MAIL keihia50@ktr.mlit.go.jp

多摩川下流部の不法係留船一掃へ！第二弾

きれいになった六郷橋下流 (10月28日)



代執行開始前の様子 (9月25日)



京浜河川事務所では、多摩川六郷橋下流右岸の、不法栈橋、杭、係留船等を撤去するため、平成20年9月30日(火)10時20分より、行政代執行法にもとづく行政代執行を実施しました。今回の対象物は、栈橋が5、船舶が21、その他物置等が4となっております。代執行開始直後に台風が近づくなどのアクシデントもありましたが、その後作業は順調に行われておりま

す。今回の代執行は、今年2月に多摩川大師橋下流左岸で行われた行政代執行に続く第二弾で、来年2月には第三弾として羽田地先第Ⅱ期の行政代執行を予定しています。



行政代執行とは

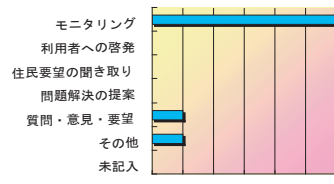
行政上の強制執行の手段です。代替的作為義務(他人が代わって行うことができる行為)を課せられている者が、その義務を履行しない場合において、行政庁がみずからその作為をなし、または、第三者にこれを行わしめて、かかった費用を義務者から徴収します。例えば、不法行為者が不法行為をやめないとき(今回の場合は、許可なく河川内に係留杭を打ち込み、栈橋を設置し、船を不法に係留してしま

たので、行為者は船や栈橋等を撤去する義務を負っています。)、行政が不法行為者に代わって、不法行為状態の回復を執行します。不法行為であれば、すぐに行政代執行ができるわけではなく、代執行を行う際には「他の手段によってその履行を確保することが困難」であり、且つ「その不履行を放置することが著しく公益に反する場合」という要件が定められています。

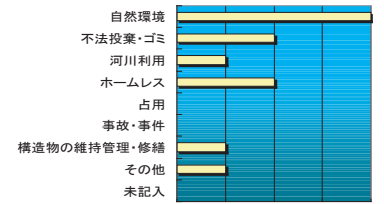
RCM 活動報告 平成 20 年 9 月

管轄区間	登録人数	報告人数	報告件数
鶴見川下流	10人	0人	0件
鶴見川上流	11人	1人	1件
多摩川下流	16人	1人	1件
多摩川中流	19人	2人	2件
多摩川上流	16人	2人	2件
相模川	6人	1人	1件
浅川	12人	1人	1件
合計	90人	8人	8件

連絡内容



対象分野



平成 20 年 9 月は、合計 8 件の報告をいただきました。ありがとうございました。

【鶴見川上流の RCM の方より】

鶴見川 0km ~ 11km

7/20 (日) に舟運運行検証イベントをおこないました。
 潮汐にあわせて新羽橋から生麦河口までの 11km を往復しました。
 当日の潮汐は、満潮が 5:23(196cm) 干潮が 12:19(21cm)
 (満月が 7/18 でしたので、7/20 を選択しました)

- 8:30 新羽中之久保町内会館集合
- 9:00 新羽橋左岸出航 (舟運丸 4 名・カヌー 3 名乗船)
- 9:25 大綱橋左岸到着、休憩
- 10:10 鷹野大橋左岸到着、休憩
- 11:45 生麦干潟右岸到着
(下流ネット鶴見イベント参加、昼食)
- 13:30 生麦干潟右岸出航
- 15:00 鷹野大橋左岸到着、休憩
- 15:45 大綱橋左岸到着、休憩
- 16:25 新羽橋左岸到着

くだりの 11km が 2 時間 45 分、のぼりの 11km が 2 時間 55 分
 漕ぐペースは同じではありませんので、ほぼ同じ時間で往復できました。潮汐をうまく利用した結果だと思います。



【RCM 横田 時平 さんより】

浅川 9.5 ~ 13km 付近

浅川の秋の風景他。「浅川南北合流点 - 大和田橋」
 鮎の放流が多かったため、暁橋を中心に夏は釣り人がいたが、今はいなくなりアワダチ草の黄色い草が目立つ。36度以上の真夏の太陽にオギが減り、反対に外来植物が激増した。

「キクイモ・オオブタクサ・アレチウリ毎年調査している」
 秋日の強い橋の上から黄のアワダチ草を見ていると、今は浅川の秋の風景になっているようです。

10月21日八王子第九小学校4年生と、萩原橋下で川に関する環境の勉強をしましたが魚が非常に少なくなっています。色々の原因が有ると思いますが、10数年の治水の為の護岸工事で死滅する水中生物がいますので、できれば萩原橋左岸上の護岸工事を早くして頂けないでしょうか。

護岸工事の完成した浅川の中に自然に出来た流れを大切にしなければと考えています。

上流で工事があると、土が流され川が死んでしまいますので、勿論、予算等のこともあり、難しいこともあると思いますが、

10月の定例会に提出する巡回報告同封します。

RCM 事務局より

現在、施行されている「行政代執行法」は昭和 23 年にそれまでの「行政執行法」に置き換えるかたちで施行されました。「行政代執行法」では、行政庁が不法行為を解消する手段として「代執行」しか認められておらず、それまでの「行政執行法」が「代執行」の他に「執行罰」(期限内に履行されないときに科料を科す)や「強制履行」(直接、身体、財産に対して実力行使ができる)まで認めていた強力な法律だったのと比べてかなりパワーダウンしています。「行政執行法」が、戦前の行政庁のあり方の反省と新憲法下の人権尊重の精神からみて行き過ぎと判断されたためですが、戦後 63 年を経て民主主義が根付いた中での見直しも必要なのかもしれませんね。

RCM 担当 関屋